
基 本 構 想

遠軽町町民憲章(平成28年策定)は、まちづくりにおける町民の行動規範を表しています。

また、遠軽町まちづくり自治基本条例※(平成19年制定)第2章は、まちづくりの基本理念を定めています。

これらに掲げられた精神を基本理念とし、歴史と伝統を礎に、町民相互の和を尊重し、人と自然が共生する個性豊かで活力あるまちづくりを目指します。

【遠軽町町民憲章】

大雪山系の山々から連なる豊かな森林と、そこから生み出される清流によって育まれた文化の香り漂う私たちのふるさと遠軽町。

高遠な理想に燃える先人達が夢を持ち壮大な構想を描き、開拓の鍬を打ちおろした志を受けつぎ、さらなる理想郷をつくるため、ここに町民憲章を定めます。

「育み・創り・愛し・励む心で、永遠に輝く遠軽町」

- ・自然と大地の恵みに感謝し、大切に守り育む心
- ・歴史と伝統を礎に、未来に誇れる文化を創る心
- ・人の和で絆を深め、明るく歩む郷土を愛する心
- ・生活に生きがいを持ち、互いに学びあい励む心

【遠軽町まちづくり自治基本条例※】

第2章 基本理念

(まちづくりの基本理念)

第3条 町民、議会及び町は、次に掲げる基本理念により、まちづくりを推進するものとする。

(1) 人を大切にすることがまちづくりの基本であることを認識し、互いを思いやるこころ豊かな人を育むことにより、健康で活力に満ち、安心して暮らせるまちづくりを進める。

(2) 豊かな自然環境を生かし、潤いのある快適な生活空間を形成することにより、人と自然が共生し環境に調和したまちづくりを進める。

(3) 郷土の歴史や伝統文化の保護・継承を図りつつ、産業及び文化の活性化並びに町民の福祉の増進を図ることにより、個性豊かな活力あるまちづくりを進める。

2 町民、議会及び町は、前項各号を実現するため、互いの立場を尊重し、相互に補完しながら、協働してまちづくりを推進する。

もり みず 森林と清流 未来に響く 豊かなまち

令和7年10月1日、遠軽町は、旧生田原町、旧遠軽町、旧丸瀬布町、旧白滝村の4町村合併後、20年を迎えます。

遠軽町には、町の面積の約9割を占める豊かな森林(もり)と、そこから生み出される湧別水系の清流(みず)があり、この豊かな自然環境は、私たちの暮らしに安らかな心と活力を与えてくれます。この豊かな自然環境をより良い形で次代を担う子どもたちに引き継ぐことを目指します。

人口減少や少子化が進む中で、持続可能な地域社会を実現するためには、安全・安心で利便性の高い、住みよいまちづくりが求められます。誰一人取り残さない経済的に活力あふれる豊かさ、全ての町民が質の高い教育を受けることができ新しい技術を活用できる教育と知識の豊かさ、異なる文化や価値観を尊重し共存できる社会で芸術・音楽・スポーツが盛んな社会的・文武的な豊かさなど、さまざまな“豊かさ”をバランスよく実現していくことを目指します。

これからの10年の豊かなまちづくりの成果を、20年、30年後の遠軽町の未来に大きく響かせることを目指し、「森林(もり)と清流(みず) 未来に響く 豊かなまち」という将来像とします。



国立社会保障・人口問題研究所による過去の人口推計は、本町の実際の人口推移と概ね合致していることを踏まえ、本計画における人口推計は、同データを参照することとします。それによると令和16年の本町の人口は15,014人と推計されます。

本計画に位置付ける各種施策を推進することにより、人口の減少を抑制することで、本計画最終年度における目標人口を15,400人に設定します。

【推計結果に基づく人口の推移】

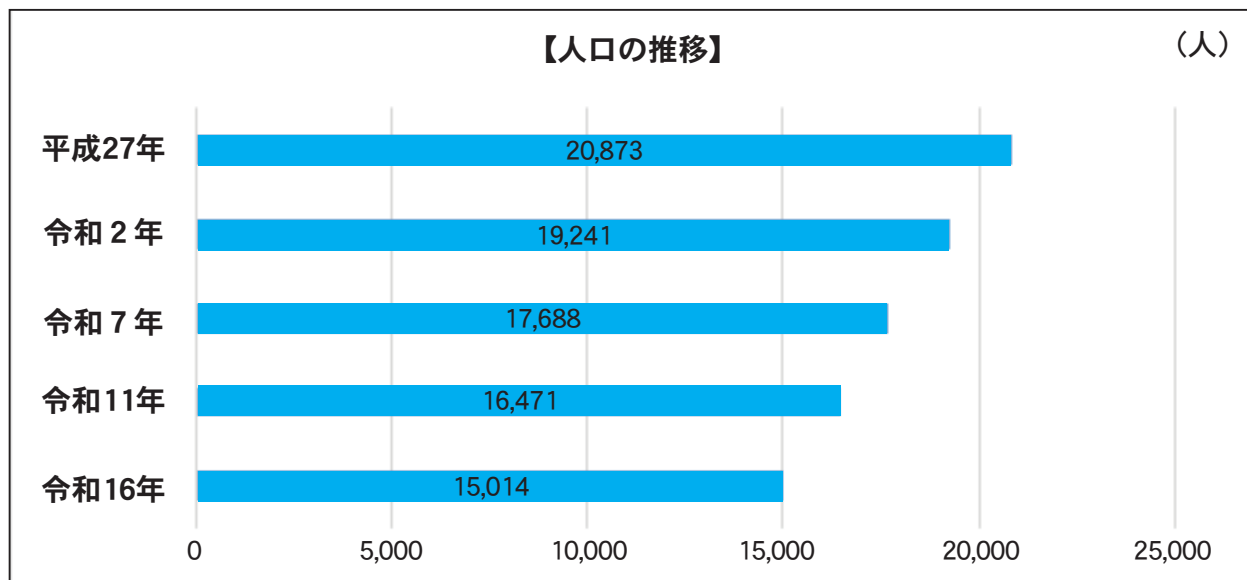
区分	実数値(人)		推計値(人)		
	平成27年	令和 2 年	令和 7 年	令和11年	令和16年
年少人口(0～14歳)	2,413	2,012	1,687	1,465	1,273
生産年齢人口(15～64歳)	11,119	9,842	9,043	8,361	7,503
老年人口(65歳以上)	7,341	7,387	6,958	6,645	6,238
総人口	20,873	19,241	17,688	16,471	15,014

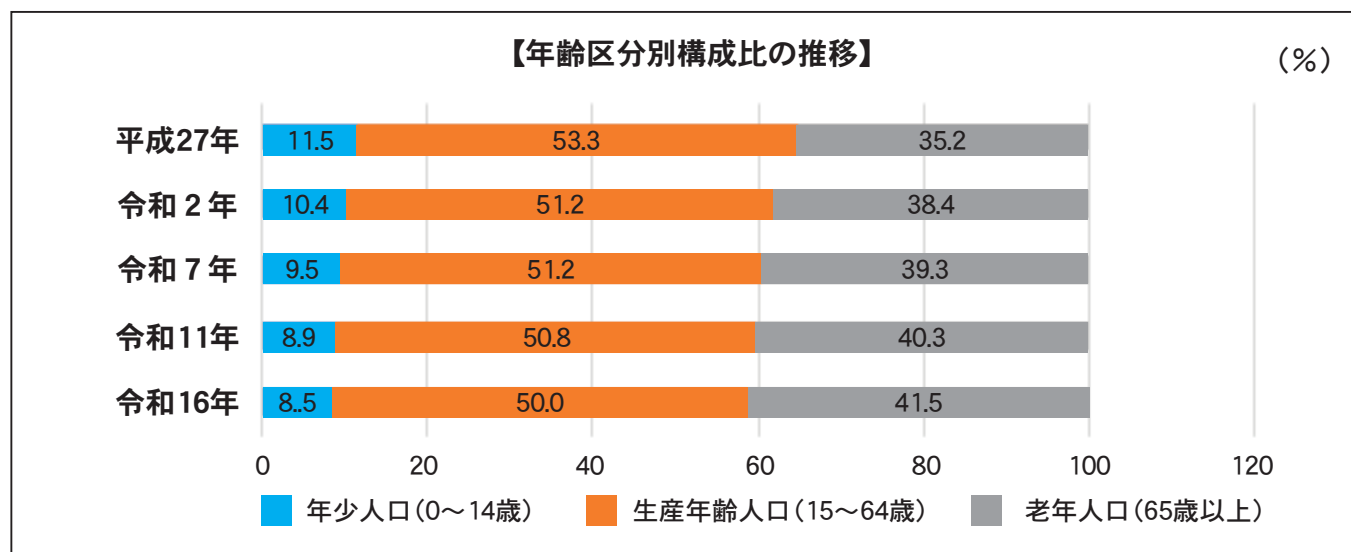
※国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(令和5(2024)年推計)」による推計

【推計結果に基づく年齢区分別構成比の推移】

区分	実数値(%)		推計値(%)		
	平成27年	令和 2 年	令和 7 年	令和11年	令和16年
年少人口(0～14歳)	11.5	10.4	9.5	8.9	8.5
生産年齢人口(15～64歳)	53.3	51.2	51.2	50.8	50.0
老年人口(65歳以上)	35.2	38.4	39.3	40.3	41.5
総人口	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

※国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(令和5(2024)年推計)」による推計



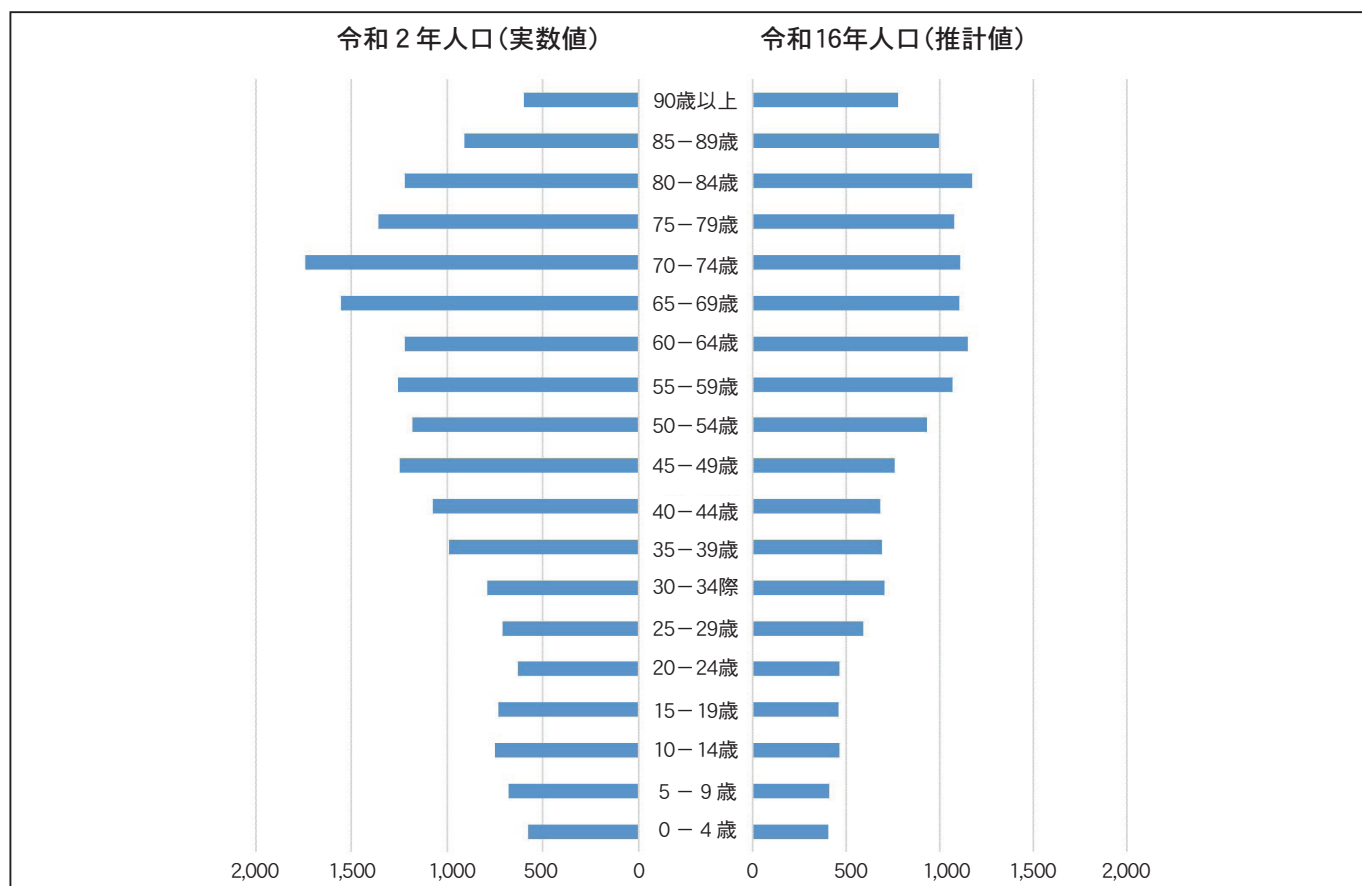


※人口については、5歳ごとの人口を0歳～14歳(年少人口)、15歳～64歳(生産年齢人口)、65歳以上(老年人口)の区分別に集約したものです。

(参考)人口ピラミッド

少子高齢化の進行により人口が減少する中、年少人口、生産年齢人口、老年人口の全ての年齢区分において人口が減少します。

このため、本町の人口ピラミッドは、これまでの「逆三角形」に近い形ながら、三角形の頂点が低くなることが想定されます。



本町の自然豊かな土地は、限られた資源であるとともに、町民の生活や生産に関わる諸活動の基盤です。地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件を踏まえ、自然環境の保全を図りつつ、公共の福祉を優先させながら、総合的かつ計画的に利用していかなくてはなりません。

このようなことから、本計画では、次に示す基本方針をもとに、秩序ある土地利用を進めていきます。

(1)土地利用の基本方針

- ・豊かな自然と共生する土地利用を進めるため、国土利用計画法、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律など、関係法の適正な運用と調整を図ります。
- ・広域的かつ総合的な視点を持ち、本町に求められる役割や残すべき景観、築くべき景観などを念頭に置いた長期・計画的な土地利用を進めます。
- ・自然環境や歴史・文化的遺産などの保全と活用を図り、快適な生活環境と安全・安心が保てる、秩序あるまちづくりを進めます。
- ・人やものの活発な流れを促し、広域的な連携や地域間交流を円滑に行うための計画的で効率的な基盤整備、定住・交流人口の増加に向けた受け皿づくりを進めます。

(2)土地利用の方向

①都市地域

都市地域は「都市計画用途地域」と用途地域以外のそれぞれの地域において、町民の利便性や安全性に配慮した土地利用に努めます。

【都市計画用途地域】

- ・土地の有効利用、良好な都市環境の確保と形成、機能的な都市基盤を整備しつつ、適正な開発を誘導していきます。
- ・計画的に都市計画用途地域の見直しを行い、居住系地域、商業系地域、工業系地域などを適正に配置し、自然環境と調和のとれた都市機能を確保します。
- ・郊外への無秩序な都市地域の拡大を抑制し、中心市街地の人口密度維持及び活性化を図るため、コンパクトなまちづくりを進めます。

【都市計画用途地域以外】

- ・それぞれの地域の特性を生かし、住環境のさらなる向上と各地域の市街地の活性化など、地域として一体性を持った土地利用を進めます。

②農業地域

農地は、将来にわたり食料を安定的に供給するための重要な生産基盤であるとともに、自然環境の保全や良好な景観の形成など多面的機能を有しています。

このため、農地の無秩序な利用転換を抑制し、必要な農地の維持確保に努めるとともに、土地の基盤整備と農地の集約化の促進、さらには、利用度の低い農地の有効活用、快適な暮らしができる農村集落の生活環境の整備に努めます。

③森林地域

森林は、地球温暖化の防止をはじめ、渇水の緩和や水質の浄化を行う水源かん養機能、土砂流失や崩壊を防止する国土保全機能など、多くの公益的機能を持っています。また、間伐材などの未利用残材を使った木質バイオマス※エネルギーの利用など、森林の持つ役割は今後も高まることが想定されます。

このため、森林を総合的かつ高度に活用できるよう、計画的な森林の保全管理と整備を進めます。

④観光・レクリエーション地域

芸術、文化、スポーツ活動の推進と多様化する観光ニーズに対応するため、既存施設の充実を図るとともに、新たなニーズに対応した施設の整備に必要な用地の確保に努めます。

また、国宝「北海道白滝遺跡群出土品」や北海道遺産「森林鉄道蒸気機関車雨宮21号」、その他町内の各観光施設及び景勝地を本町の貴重な観光資源として適正な保全に努めるとともに、これらを活用した広域連携による観光ゾーンを形成することにより、観光交流人口の拡大を促進する土地活用を進めます。



まちの将来像である「森林と清流 未来に響く 豊かなまち」の実現を目指して、施策の大綱を構成し、展開していきます。

(1)人と自然が調和したまちづくり

本町には、古来から在り続けている手つかずの自然と、町を開拓し農業や林産業などの生業(なりわい)の中で先人がつくり上げてきた自然があります。これらはともに、守り、つなげていかなければならないものであり、自然と共存することを町民全体で認識し、自然への感謝の心を育み、過去から未来、先人から子どもへと、人と自然が調和したまちづくりを進めます。

また、町民の日常生活や経済活動をささえる道路や交通、情報網などについても、自然への負荷を少しでも減らしつつ、利用者の安全性や利便性に配慮しながら、安全かつ快適に利用できるよう将来につなげる基盤づくりを進めます。

(2)キレイで明るい安全・安心な暮らしの場づくり

住宅環境やまちなみなどの空間のキレイさや、水やごみ処理といった日常生活における環境のキレイさなどを常に保ち、住みごこちの良さを充実していくことで、住まいや暮らしを取り巻くキレイな暮らしの場としての機能をさらに向上させていきます。

また、町民の生命や財産を守る消防・救急体制の充実、各種災害、犯罪などのさまざまな危険に対する備えを確立し、明るく、安全・安心な暮らしの場づくりを進めます。

(3)創造性と継続性、後世につなぐ産業づくり

本町はこれまで、豊かな自然環境を生かした農林業とともに、道路や鉄道など交通の要衝として商工業が発展し、現在の町を形成してきました。

近年の町内の産業を取り巻く環境は、人口減少・少子高齢化に伴う労働力の減少や、経済規模の縮小などにより厳しい状況にある中で、産業に関わる多様な主体と行政が創造性を発揮し、連携・協力しながら地域経済の活性化や雇用創出を図り、後世につなげる産業づくりを進めます。

(4)誰もが安心して未来へつながるまちづくり

町民は将来にわたって安心して元気に生活をしたいと思っています。

そのためには、健康で、生きがいを持ち、地域ぐるみで互いにささえ合う、優しさあふれるまちづくりが必要です。

日々の健康づくりや生きがいづくり、身近な場所で安心して受けることができる医療や保健、福祉のサービスを確保し、地域のつながりや支援体制を強化するなど、生き生きと健やかに暮らすことができるまちづくりを進めます。

(5)文化と郷土愛が根付く彩り豊かなまちづくり

人づくりは、長期的・継続的に取り組まなければならないまちづくりの根幹となるものです。

本町の文化・特色を知り、学ぶために地域資源を活用することで、ふるさとを思い、地域づくりに貢献できる人づくりを進めます。

また、町民一人ひとりが、心身ともに豊かな生活を送り、生き生きと暮らすことができるよう、主体的に学習や文化・スポーツ活動に取り組むことができる環境を整えます。

さらに、地域内外との交流や各種文化財など、地域の遺産の保全・活用を通じて、ふるさとへの誇りと愛着を醸成するとともに、多彩な文化が輝くまちづくりを進めます。

(6)みんなで拓く未来のまちづくり

10年後、20年後を見据えたまちづくりを進めるため、さまざまな媒体や機会を通して情報の共有や対話の機会をさらに充実させ、協働のまちづくりを目指します。

町民サービスを充実するためには、財政基盤の確立が不可欠ことから、行政改革の取組やP D C Aサイクル※に基づいた事業の管理運営により健全な財政基盤を確立する一方、社会情勢や町民のニーズを分析し、効果的な事業運営を目指します。

